

参議院議員通常選挙 ～不在者投票の流れ～

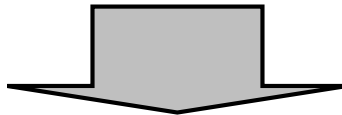
STEP 不在者投票宣誓書（兼請求書）を提出

不在者投票宣誓書（兼請求書）に必要事項を記入し、千歳市選挙管理委員会へ提出します。不在者投票ができる期間（7月4日～7月19日）に間に合うようにご請求ください。（郵送による不在者投票請求期限：7月16日（必着））



STEP 送付先に簡易書留速達で 不在者投票用紙が届きます。

千歳市選挙管理委員会から、宣誓書に記入された「送付先」に、簡易書留速達で不在者投票用紙が郵送されます。



STEP 滞在先最寄りの 市町村選挙管理委員会で投票します。

不在者投票ができる期間（7月4日～7月19日）に、千歳市選挙管理委員会から届いた不在者投票用紙を持って、滞在先の最寄りの市町村選挙管理委員会へ行って、投票を行います。
（滞在先市町村またはその最寄り市町村の選挙管理委員会で投票ができます。）

ご注意

- （1）滞在先等の市町村選挙管理委員会の開庁日及び開庁時間については事前にご確認ください。
- （2）送付書類の「不在者投票証明書」を開封したり、滞在先等の選挙管理委員会に行く前に投票用紙に候補者名を記入すると無効となりますので、十分ご注意ください。
- （3）不在者投票後の投票用紙は、滞在先等の選挙管理委員会から千歳市へ郵送されます。不在者投票を行っても、投票日（7月20日）までに千歳市に到着しない場合は無効となりますので、お早目に投票手続きを行ってください。
- （4）不在者投票用紙が届いた後に、急きょ千歳市に戻って投票することになった場合は、千歳市選挙管理委員会から郵送された不在者投票用紙を持参して投票所へお越しください。

千歳市選挙管理委員会事務局選挙課

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

不在者投票担当：TEL (0123)24 - 0795/24 - 0796（直通）